

（一財）自然環境研究センター理事長 殿

記入例

法人の場合、名称と代表者の両方を記載する

申請者(※1)
 氏 名 (株)環境産業
 住 所 代表取締役 自然 研太郎
 〒130-8606
 東京都墨田区江東橋 3-3-7
 電話番号 03-6659-6018

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体の器官及び個体の器官の加工品（以下「器官等」という。）の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の器官等	種 名	ビクーナ ← 種の名称を記載
	器 官 等 の 名 称	衣類（毛皮）
	主な特徴（※2）	全長 着丈 110.0cm 重量 1.20kg その他の特徴
	所 在 地	申請者住所に同じ ← 登録申請時における器官等の所在地
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>1 本邦内において繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること（政令（※3）第8条第1号関係）</p> <p>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体の器官又は個体の器官の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第2号関係）</p> <p>3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号イ関係）</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号ロ関係）</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群（ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群）の個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号ハ関係）</p>	
動植物の管理者（所有者と異なる場合）	氏 名	
	住 所	電話番号

右図の通りに○を付けて下さい。